北オホーツク道立自然公園管理指針

H14.1.31 自然第 1040 号

1 管理の基本的方針

北オホーツク道立自然公園は、道北部に位置し、宗谷支庁管内2町1村(猿払村、浜頓別町、枝幸町)にまたがる面積3,927haを有する公園で、昭和43年5月15日に指定されている

本公園は、浅茅野台地及び頓別平野周辺の海跡湖沼とその周辺及びオホーツク海に突きだした岬の断崖と岩礁から構成されている。

海跡湖沼のカムイト沼、モケウニ沼、瓢箪沼、クッチャロ湖は標高5m前後で、これらの湖沼の周囲には湿原が広がり、その背後は森林となっており静寂な湖沼と相まって神秘的な雰囲気を醸し出している。

特にカムイト沼周辺にはアカエゾマツ、トドマツ、カンバ類からなる針広混交林が、 瓢箪沼周辺には大径木のアカエゾマツが湿原内に生育して森林を形成し、クッチャロ湖 の周辺はハンノキを主体とする広葉樹林が見られる。

また、ベニヤ海岸には、砂丘列間湿原が見られ、ハマナスやノハナショウブ、エゾカンゾウ、エゾスカシユリなどを主体とした植物が生育しており、いわゆる原生花園を形成している。

これらの地域は、起伏が小さく北方特有の水平的な風景を呈している。

一方、北見山地の北方の延長上にある神威岬は、砂浜海岸が多いオホーツク海岸にあっては数少ない断崖地となっておりトドマツが生育している。ウスタイベ岬は平坦な岩礁が広がっている。

地域の利用形態として、クッチャロ湖においてはキャンプ、風景鑑賞、親水レジャー、 冬期間のコハクチョウの観察、氷上レクリエーション、ウスタイベ岬はキャンプと自 然探勝、それ以外の地域では、自然探勝となっている。

このようなことから、湖沼及び丘陵からなる湖沼・丘陵景観と岬の断崖及び海岸岩礁からなる断崖・岩礁景観の二つに分けられるが、風致景観の保全についての課題は共通する部分が多いため、本管理指針においては公園全体を一つの管理計画区として取り扱う。

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

- (ア) 起伏が小さく水平的な風景が広がる中での湖沼景観や原生花園景観があることから、これらの環境が保全されるよう風致景観の保護を図る。
- (イ) 湖沼については水質の保全と湖沼水域及び湖沼周辺の風致景観を図り静謐な 湖沼のイメージの維持に、ベニヤ海岸においては原生花園の維持に努める。
- (ウ) オホーツク海岸にあっては数少ない断崖地の風致景観の保護を図る。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

(ア) 主要な公園道路沿線は、森林の保全や修景緑化を図るとともに、風致の保護 のため道路付帯の工作物等の意匠には十分配慮する。

- (イ) 集団施設地区をはじめ主要な公園利用拠点及びこれらを連絡する道路等の適 正な整備を推進する。特に、自然探勝等の野外レクリエーションに適した森林、 湖沼、などの資源を有していることから、キャンプ、親水、自然観察など自然 とのふれあいの場の整備に努める。
- (ウ) 風致景観の保護のため利用施設は最小限とし、設置する場合には、極力、木 材等の自然材料を用い、自然環境の改変が少ない場所・工法を選定し整備する。
- (エ) 適正で快適な公園利用を図るため、湖岸や園地への自動車の乗り入れ規制、 湖岸での自家用ボートの係留規制、水上オートバイの適正な湖面利用誘導及び 湿原・草原等貴重な植生帯への歩行者の進入規制等利用者に対する誘導、規制 措置を関係機関の協力のもとに講ずる。
- (オ) 地域の環境の清潔を保持するため、公園利用者、施設管理者、地元団体など の協力をにより美化清掃の徹底を図るとともに湖岸付近の利用施設の設置や維 持管理に当たっては、水質の汚濁防止に配慮する。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱については、北海道立自然公園条例施行規則(昭和33年北海道規則第74号)によるほか、原則として以下の取扱方針によるものとする。

海道規則第74	4 号)	によるほか、原則として以下の取扱方針によるものとする。		
行為の種類	地区	取扱方針		
1 工作物	全域	形状、色彩については、周辺の自然環境との調和を図るため、		
(1)建築物		以下のとおり取り扱うこととする。		
		①基本方針		
		主要な道路及び利用拠点からの景観の保全に配慮する。		
		②規模、壁面後退		
		規模及び高さは必要最小限とする。道路等からは極力壁面線		
		を後退させる。		
		③デザイン、色彩、材料		
		屋根:原則として勾配屋根とする。やむを得ず陸屋根とする		
		場合は原則としてパラペットを付設する。屋根(パラペ		
		ットを含む)の色彩は、こげ茶系とするほか周囲の状況		
		に応じ、赤錆色、暗緑色等も認める。		
		外壁:材料は、極力、木材等の自然材料を用いるものとする。		
		色彩:原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は		
		自然材料素地とし、華美な印象を与えない色彩とする。		
		デザイン:外部意匠は、極力単純な形態とし、周囲の自然環		
		境と調和のとれたものとする。		
		④修景緑化		
		建築物の周囲には、修景のために郷土産樹木等により修景緑		
		化を行う。		
(2) 道路	全域	①基本方針		

主要な道路及び利用拠点からの景観の保全に配慮する。 ま た、野生生物の生息・生育や繁殖に影響を与えないよう、自然 環境の保全に努める。 ②付帯施設の取扱い 大型視線誘導標や電光掲示板等の設置を行う場合、支柱の色 彩については、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則とする。 防護柵及び防護ネットの色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ素 地色を原則とする。 主要道路の防雪柵については、不必要な期間の取り外しや折 り畳み等をできる限り考慮する。 ③残土処理方法 残土は、公園区域外に搬出するなど、風致の保護上支障のな いよう適切に処理する。 ④法面処理及び修景緑化 工事に伴い生ずる裸地及び法面は緑化することを原則とし、 周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元する適切な植物 種及び緑化工法を用いる。早期緑化を図る目的で一般的に使用 されている草本種を使用する場合でも、現地の植生状況を踏ま え、可能な限り先駆種を選定し、在来植生への移行を促進させ るように努める。擁壁を設ける場合には、風致の保護上重要な 箇所においては、極力、自然石や自然石に模した材料等を使用 するよう努める。 (3) 電柱、鉄 全域 ①基本方針 塔、アンテナ等 主要な道路及び利用拠点からの景観の保全に配慮する。 ②規模、構造、色彩等 ア電柱 主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向での電力線路 ・電話線路の新築・改築等に当たっては、極力、地下埋設 化を行うよう指導する。また、それ以外の場所については、 電力線・電話線を極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を 原則とする。 イ 鉄塔・アンテナ等 主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のあ る場所には新築しないことを原則とする。それ以外の場所 については、必要最小限の高さとし、風致の維持に配慮す る。 (4) その他の 全域 主要な道路及び利用拠点からの景観の保全に配慮する。特殊 工作物 な用途を有するものを除き、外部の色彩は茶色系、灰色系、白 色系等又は自然素材素地を原則とする。 2 木竹の伐採 全域 公園計画道路沿線や利用拠点から眺望の対象となる場所につ

		いては、自然環境の保全に留意した施業方法とするよう協力を		
		求めるものとする。		
3 広告物				
(1) 指導標、	全域	①基本方針		
案内板		公園利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表		
		示板等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内		
		容を備えたものとし、公園全体で案内板等のデザインの統一を		
		図る。		
		②設置場所		
		利用上の効果を考えて、適切な設置箇所を検討するとともに		
		展望や風致に支障がないよう配慮する。		
		③規模、材料、デザイン、色彩		
		規模は必要最小限とする。		
		極力木材等の自然材料を用いることする。		
		色彩は、こげ茶色、黒、白を基調とし、利用者に過度の印象		
		を与えることのないものとする。ただし、シンボルマークなど		
		の部分的な使用であれば、赤、青、緑等の原色であっても認め		
		る。		
(2) 営業用	全域	①基本方針		
広告物		公園利用者に不快感や過度の印象を与えることのないように		
		するとともに、利用動線、利用拠点における風致の保護に配慮		
		する。		
		②設置場所		
		現に営業を行っている敷地以外には設置を認めないが、施設		
		が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進		
		入分岐点に認める。		
		また、多数設置される箇所においては、集合看板とする。		
		③規模、材料、デザイン、色彩		
		前記「(1) 指導標、案内板」の取扱に準じる。		
4 植物の採取、	全域	採取、損傷をする植物の数量は、必要最小限とする。		
損傷		また、公園利用者の多い時間、場所での採取や損傷は、極力		
		避けるよう指導する。		
		行為者には採取等に係る調査結果の報告を求め、提出された		
		資料は公園の保護管理に活用を図るものとする。		

(2) 公園事業

事業決定の内容及び「道立自然公園事業取扱要領」(平成12年11月17日付け 自然第898号環境生活部長通知)によるほか、次の取扱方針によるものとする。

ア クッチャロ湖畔集団施設地区

宿舎

① 基本方針

本公園の拠点として位置づけられる。多様な利用者ニーズに対応した滞在型、通年型の保養基地として高品質化等施設の充実を図るよう指導するものとする。

また、公園事業による建築物物として、地区の模範となるべき デザインに努めるものとする。

なお、クッチャロ湖の汚濁を防止するため、汚廃処理水は公共 下水道を使用することとする。

② 建築物の高さ

ア 建築物の高さ

最低部から、最高部(棟屋を含み、避雷針等特定の建築設備 を除く。)までの高さは20メートル以下とする。

イ 壁面後退

湖岸から極力後退させるとともに、道路からも極力後退させる。

③ デザイン、色彩等

ア 屋根は原則として勾配屋根とする。やむを得ず陸屋根とする場合は原則として屋根の周囲に勾配のあるパラペットを設けるとともに、壁面の上部をパラペットと一体の形状にする等の方法により飾り屋根を付設させる。

- イ 屋根 (パラペットを含む) の色彩は、こげ茶系とするほか周 囲の状況に応じ、赤錆色、暗緑色等も認めるとともに広告物の 掲出又は広告物の表示は行わない。
- ウ 外壁の色彩は原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系 等又は自然材料素地とする。
- エ 外部意匠は、極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたものとする。

④ 樹木の保存及び修景緑化

ア 既存木の保全

宿舎事業地内の既存樹木については、極力伐採を避けるとと もに適切な保全管理を図るものとする。

イ 修景緑化

宿舎事業地内は修景のため緑化するよう努めるものとする。 特に、湖に面する建物については、湖岸線を高木により緑化するものとする。

園地

基本方針

クッチャロ湖の展望、休息、各種行事の場所として適正な利用 を図る。

② 管理の方法

園地への一般車両の乗入れを禁止するとともに、園地での違法

	な営業行為は、関係機関と協力して排除を図る。
野営場	区域は、現状の範囲とし、多数の利用者に対応した施設の整備拡
	充を図る。
駐車場	施設の規模は、現状程度とし、公衆便所、案内板などの整備充実
	を図る。
舟遊場	桟橋等の施設は、既存の設置箇所以外に認めないこととする。施
	設の規模は現状程度とする。
	特に、当該地は、水鳥の重要な繁殖地でもあることから、水鳥に
	影響を与えることのないよう指導する。
運動場	周辺の風致景観及び利用状況と調和する施設とする。

イ 単独施設

1 早烟旭苡	Π	
計画の種類	地区	取 扱 方 針
1 道路	全域	付帯施設等の取扱については、2.(1).1.(1)
(車道)		及び2.(1).1.(2)と同様とする。
	ポン沼線	ポン沼とクッチャロ湖(小沼)の間を通る道路
	(道道浅茅野台地浜頓別線)	である。
		今後の道路整備に当たっては、周辺の植生や景
		観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とす
		る。
	山軽線	旧国鉄天北線山軽駅前集落に連絡する唯一の車
		道であったが、現在集落はなく利用されていない。
		今後の道路整備に当たっては、周辺の植生や 景
		観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とす
		る。
	湖畔線	クッチャロ集団施設地区内の各事業を連絡する
		道路で、今後の道路整備に当たっては、自然改変
		を最小限とし、風致景観の維持に努めるとともに
		野生生物に与える影響に配慮する。
	斜内線	神威岬の突端を通る旧国道238号で、現在は
		町道である。今後の道路整備に当たっては、自然
		改変を最小限とし、風致の維持に努める。
	ウスタイベ線	ウスタイベ岬の基部を通る道路で今後の道路整
	(国道238号線)	備に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の
		維持に配慮する。
	カムイト沼線	カムイト沼に連絡する唯一の車道である。
		今後の道路整備に当たっては、周辺の植生や
		景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限
		とする。
2 道路	ベニヤ原生花園	ベニヤ原生花園内の観察路として歩道が整備さ

	(歩道)	探勝線	れている。
			施設の改良に当たっては、自然改変を最小限と
			し、風致景観及び湿原植物等に与える影響を最小
			限とする。
			指導標、解説板等の整備や植物の保護対策を図
			3.
			付帯施設等の取扱については、2.(1).1.(1)
			と同様とする。
3		全域	付帯施設等の取扱については、2.(1).1.(1)
	, , –		と同様とする。
		カムイト沼	木道・簡易トイレが整備されている。
			今後も既存施設の改良程度にとどめ、この利用
			形態を継続させる。
			未整備の状態であり、この地区の利用の在り方
			を検討した上で取り扱う。
		モケウニ沼	木道・公衆便所・ 標識が整備されている。
			今後も既存施設の改良程度にとどめ、この利用
			形態を継続させる。
		ポン沼	歩道(一部木道)が整備されている。
			今後も既存施設の改良程度にとどめ、この利用
			形態を継続させる。
		 山軽	未整備の状態であり、この地区の利用の在り方
			を検討した上で取り扱う。
		ベニヤ原生花園	展望施設・公衆便所・歩道が整備されている。
			今後も既存施設の改良程度にとどめ、この利用
			形態を継続させる。
			未整備の状態であり、この地区の利用の在り方
			を検討した上で取り扱う。
		ウスタイベ	公衆便所・野営場 ・水飲場・四阿・標識が整備
			されている。
			今後も既存施設の改良程度にとどめ、この利用
			形態を継続させる。
4	野営場	山軽	未整備の状態であり、この地区の利用の在り方
			を検討した上で取り扱う。
		ウスタイベ	未整備の状態であり、この地区の利用の在り方
			を検討した上で取り扱う。
5	舟遊場	山軽	未整備の状態であり、この地区の利用の在り方
			を検討した上で取り扱う。
		1	

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

今後の施設整備に当たっては、直接自然とのふれあいや自然への理解を深めるたの 探勝路、園地、解説施設等の整備に重点をおいて実施するよう努める。

特に、クッチャロ湖畔の整備に当たっては、当該地区が水鳥類の貴重な生息地であることから、生息環境に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら行う。

また、既存施設の改良や新設などの整備に当たっては、高齢者や障害者等も安全で 快適に利用できるように可能な施設についてはバリアフリー化を推進する。

(2) 一般公共施設

ア 治山・砂防施設

治山・砂防施設については、災害防止上の必要性及び風致景観に与える影響の 観点から慎重に取扱うものとする。特に野生生物の生息に重要な地域においては、 生息環境の保全に十分留意するよう働きかける。

イ 河川施設

原則として、災害復旧のため必要なもの以外の施設の新設は認めないものとする。

4 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

自然への理解を深めさせるため、以下の方針に基づき自然解説を推進する。

ア 各園地への解説板の設置を指導する。

イ 宿舎や公園内施設でのガイドやビデオ等による自然の解説について、関係者に 協力を求める。

ウ 「自然に親しむ運動」の期間(7月21日~8月20日)を中心に、関係機関 と協力しながら自然観察会を実施する。

エ 他機関が実施する自然観察会等に積極的に協力する。

(2) 利用の規則

ア 自動車の利用規制

公園利用者の入り込みは、ほとんどが一般車両によるものであり、要所に注意標識や車止めを設置するなどして、道路・駐車場等以外の場所への無秩序な乗り入れを防止する。

イ スノーモービル等車馬の乗り入れ規制

静穏な環境の破壊、野生動物への影響、植物被害等を防止するため、ベニヤ原 生花園とクッチャロ湖が乗入れ規制地域に指定されており、関係機関の協力によ り、必要に応じ標識設置や広報活動を行う。

ウ 植生保護のための利用規制

ベニヤ海岸(原生花園)や湖沼周辺の湿原などにおいては、多くの貴重な植物

がみられるため、植生保護柵等を設置するなどして、公園利用者が園路以外の場所へ無秩序に立ち入らないよう、啓発を図る。

エ 利用マナーの徹底

利用者の増加に伴い、ゴミ・空き缶等の投げ捨てや植生の踏みつけ等による風 致景観及び自然生態系等への悪影響が懸念されるため、利用者に理解、協力を求 めるなどマナーの周知徹底を図る。

オ 静かな環境の維持

関係機関との連携を図り、自然公園にふさわしい静かな環境の維持に努める。 特に利用拠点での案内放送は必要最小限とし、また、音楽放送は行わないよう指導する。

カ 新しい利用形態への対応

歩くスキー等は、自然探勝、自然体験等のためには注目すべき利用形態である一方、任意に動線を設定できることなどから、無秩序に行われた場合には、公園の風致の維持や野生生物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあるため、実施に当たっては秩序ある利用が行われるよう指導する。

5 地域の美化修景に関する事項

美化清掃計画

当公園の美化清掃は、各公園利用施設について、それぞれの施設管理者及び地元町村が主体となって実施している。今後、余暇活動の場として利用者の増加が考えられることから、美しい自然公園としてのイメージを損なわないよう地域住民と関係機関が一体となって、一斉清掃など計画的な美化清掃に取り組む。

さらに、ゴミの持ち帰りについて、関係機関・団体等の協力の下に公園利用者に周 知徹底を図る。